新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について (令和5年3月13日現在)

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策とクラブ活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

石川県の感染状況に関するモニタリング指標のステージ2(感染拡大警報)からステージ1(感染拡大注意報)への移行や、マスク着用の考え方の見直し等を踏まえ、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 児童クラブへの通所の際の健康管理について

感染拡大防止のため、ご家庭においても、引き続き「三つの密(密集・密閉・密接)」の回避、「こまめな手洗い」、「効率的な換気」、「体調が悪い場合は外出、移動を控える」など、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

また、<u>児童に発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合</u>は、通所はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」 (TEL:0120-540-004) に電話で相談してください。

2. 児童クラブの特定学級・学年の通所停止等について

児童クラブの在籍児童・職員が感染した場合は、必要に応じて、学級もしくは学年単位で受け 入れの停止や、臨時休所をする場合があります。

また、以下に該当する場合は、利用児童は通所停止または通所自粛となりますので、ご協力を お願いいたします。

区分		対 応
利用児童が PCR 検査で陽性となった場合 利用児童が濃厚接触者となった場合	通所停止	保健所が指示する期間
利用児童が学校長から自宅待機を指示された場合	通所停止	自宅待機の期間
利用児童の保護者・同居家族が 濃厚接触者となった場合	通所自粛	濃厚接触者の健康観察 期間が終わるまで
保護者の勤務先が、感染症予防の観点から休業と なった場合(自主休業を含む)	通所自粛	休業期間中

- ※ 上記に該当し、欠席した場合の保護者負担金は、日割り計算により減額します。<u>(上記以外</u>の理由による欠席については減額はありません)
- ※ 利用児童やご家族について、「陽性または濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブにご連絡いただきますようお願いします。

3. 感染者に対する偏見や差別の防止について

新型コロナウィルスは、誰もが感染する可能性があります。<u>感染者に対する偏見や差別は、</u> 決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

4. 児童のマスクの着用について

国の方針で令和5年3月13日以降マスクの着用については個人の判断にゆだねると報道がなされておりますが、国からの通知により放課後児童クラブにおいては、学校と同様に令和5年4月1日から適用されることとなっており、令和5年3月13日から令和5年3月31日までの期間については、これまでどおりの対応となります。

なお、感染対策上又は事業上の理由等により、施設の判断で、保護者の方にマスクの着用を求める場合があります。

* 当クラブでの対応について*

令和5年3月31日まではマスクの着用をお願いし、4月1日からは各ご家庭の判断にお任せします。お迎え時の保護者のマスク着用についても同様の対応にします。

- 児童クラブ内でのマスク着用はお任せしますが、必ず登所時はマスクを持参してください。
- ・職員は引き続きマスクの着用を行います。